

# 新潟市立中野山小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法より）**

## 2 方針

- (1) 「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識に立つ。
- (2) 日頃から「いじめを許さない学級・学校づくり」に努め、生命や人権を大切にする指導を充実する。
- (3) 報告・連絡・相談を密にして学校全体で組織的に対応し、早期発見・早期解決に努める。
- (4) 学級会や児童会など児童自らの取組を啓発する。
- (5) いじめの問題について家庭・地域との連携した取組を進める。
- (6) いじめ問題への対応については、スクールカウンセラー、学校支援課、児童相談所、主任児童委員、区児童福祉課等の関係機関との連携を図る。

## 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会において、いじめの未然防止に向けた学校の取組についての共通理解を図り、組織的に対応する。

いじめを発見した場合には、いじめ防止対策委員会を中心としながら「いじめ対応ミーティング」を開催し、いじめの早期発見、早期解決に努める。必要に応じて関係諸機関と連携を行う。

### **いじめ防止対策委員会の構成**

**校長、教頭、生活指導主任、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭**

＜関係諸機関＞

新潟市教育委員会、スクールカウンセラー、中学校区いじめ防止連絡協議会、新潟東警察署、児童相談所 等

### ※ 中学校区いじめ防止連絡協議会について

#### ① 設置目的及び構成

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

構成メンバーは、地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、民生委員・児童委員、PTA、スクールカウンセラー、教職員などの代表とする。これにより、地域ぐるみでいじめの防止等に取り組む体制をつくる。

## ② 組織の役割

地域全体で児童生徒を見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位として各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を学校運営協議会等で行い、対策等の共有を図る。

また、情報共有とともに、学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するために、本協議会を積極的に活用する。

## (2) 校内いじめ対応ミーティング

### ① 設置目的及び構成

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とし、管理職、生活指導主任、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員で構成する。これにより、組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

### ② 組織の役割

この組織は、学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・ いじめの状況を組織として共有し、詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・ いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・ 児童への指導を行う。
- ・ 事案に関する記録を残す。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用し、全ての教職員が共有するなどして学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

## 4 いじめ防止の方策

### (1) いじめの未然防止

新潟市「いじめ対応ガイドブック」に基づき、課題未然防止教育と発達支持的生徒指導を充実させ、いじめの未然防止のための取組を推進する。

- ① 子どものよさを多面的に理解し、子どもの自己有用感を高めるような声掛けを行い、一人一人の子どもと教師との信頼関係を築く。
- ② 計画的な仲間づくりや絆づくり、望ましい付き合い方を意識した指導を行い、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努め、支持的風土を醸成する。
- ③ 分かる授業を実施し、授業づくりと生徒指導の一体化を行い、自律性と社会性を育む。
- ④ 一人一人を大切にし、生かす日常活動を実施する。
- ⑤ 規範意識を高めるために、ルールやきまりを分かりやすく提示する。
- ⑥ 教職員の密な情報共有、保護者・地域との協力体制を確立する。
- ⑦ 日常的に人の気持ちを取り上げる指導を行い、年度初め等にいじめの知識理解に関する授業や、計画的な道徳授業を実施する。

## (2) 早期発見のための取組

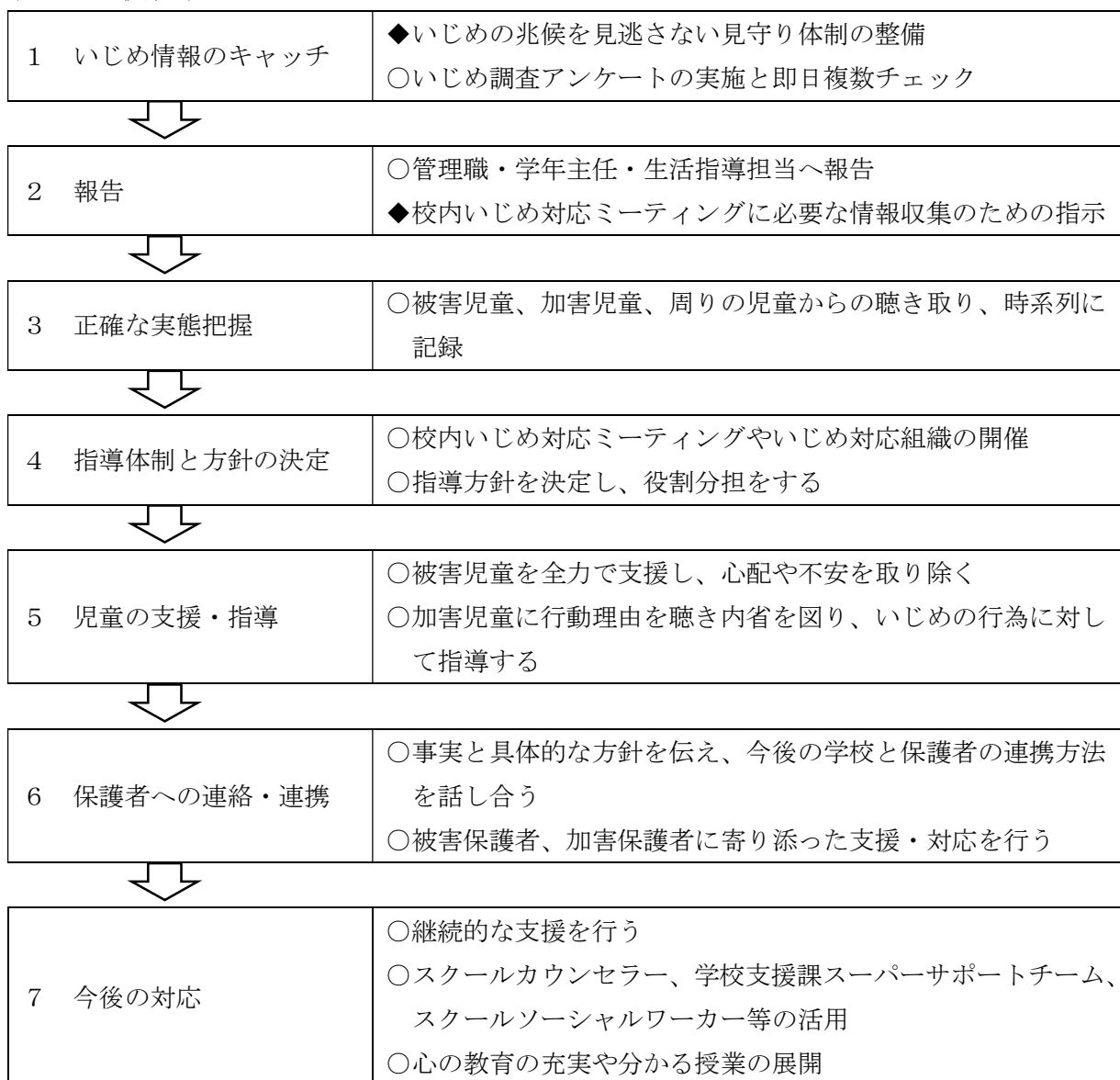
いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない、そして、何でも打ち明けられる信頼関係づくりために以下の手立てを実施する。

- ① 朝の出席確認・健康観察、学習中や休み時間の様子、出席状況等の主観的・客観的情報で児童の様態を把握し、日常の観察を行い、いじめが起きている兆候がないか日常的に観察する。
- ② 学校生活アンケート（年3回）や学校評価児童アンケートの活用と記録の集積を行う。
- ③ 学校生活アンケート（年3回）後に行う全員対象の教育相談やスクールカウンセラーへの相談等、教育相談体制を確立する。

## 4 いじめへの対処

いじめがあった場合、いじめが再発しないような対策を行い、被害者がその後の学校生活を安心して過ごせる環境を構築する。

### (1) いじめ初期対応



## (2) 重大事態への対処

### ① 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図する
- 身体に重大な傷害を負う
- 金品等に重大な被害を被る
- 精神性の疾患を発症した
- いじめにより相当の期間学校を欠席している、または疑いがあると認めるとき

### ② 重大事態への対処に当たっての方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、教育委員会及び学校は、次の方針の下、全力でその対処に尽力する。

- いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

平成26年3月策定

平成29年6月改定

令和8年4月改定